

連載 亀ちゃんにも言わせてよ！

検察をチェックするのは誰か

～その１～

こんな事件知っていますか

当時現役の大阪高検公安部長であった三井環検察官（言うまでもないが現在は元検察官）が収賄などの罪で逮捕・起訴された事件を知っていますか。この事件は、一般には、「悪徳検察官が逮捕されたのか。まったく世も末だな。」などと捉えられていたかもしれません。事件のあらまは、三井被告が所有する神戸市内のマンション（住居兼弁護士事務所開設のため準備していた）について、実際には住んでいないのに住民票を移転させて不動産の登録免許税の軽減措置を受けた（約４７万円分）として２００２年４月２２日電磁的公正証書原本不実記載などの罪により逮捕され、同年５月１０日には暴力団員からの収賄の罪で再逮捕されたというもので、現在、大阪地裁で公判中です。三井被告は事件そのものが検察のでっち上げであると主張しています。

事件そのものの真偽は今後の裁判の中で明らかになっていくものと思いますが、この事件には見過ごすことのできない重要な事実があることに注目したいと思います。それは、三井被告が最初に逮捕された４月２２日の翌日、ザ・スクープ（テレビ朝日）というテレビ番組の取材でジャーナリストの鳥越俊太郎氏と会うことになっていたということです。そして、そこでの取材内容は検察の裏金づくりについて現役検察官が内部告発するというものが予定されていたということです。ザ・スクープをご覧になっていた方は番組の中でこの問題を取り上げていたのを憶えているかもしれません。検察が調査活動費として架空領収書を偽造し不正にプールしたお金を検事正（いわば検察幹部）らが高級料亭などでの飲食費・交際費やゴルフなどの遊興費に充てていたことを告発しようとしていたことです。

現役検察官が検察内部の不正を公にしようとした前日に逮捕される。あまりにもタイミングが良すぎるのではないのでしょうか。これを偶然といえそうですが、本人が言うようにでっち上げの事件であれば…、私の直感というのか第六

感というのか、なんとなくきな臭さを感じます。

仙台では

仙台高検が１９９８年度の調査活動費の文書を不開示としたのは違法であるとして、仙台市民オンブズマンが仙台高検検事長を相手取り不開示処分取り消しを求めた訴えの判決が２００３年１２月１日に仙台地裁でありました。９８年度は不正流用の疑いが濃厚だが認めるまでの証拠がない。そして、開示することによって検察庁の調査活動に支障を生じるおそれがあるなどとして請求自体は棄却されたもの、実際に領収書偽造にかかわったと証言した元副検事（原告側証人）の証言により、判決理由の中で「少なくとも８３年から９３年のかけて、領収書の偽造が認められ、不正流用されていたと推認される」と述べられています。そしてこの事件では、仙台地裁が大阪拘置所の三井被告に出張尋問を行っていますが、三井被告の証言には「信用性の高い部分もあるが客観的証拠に乏しいくらい」があるとしています。しかし、この事件からも三井被告の事件は何かきな臭く感じてなりません。三井被告が主張するように検察による口封じなののでしょうか。

なお、この問題が騒がれ始めた９８年度以降は調査活動費が激減しており、仙台地裁の判決理由では「素朴な疑問が残る」とも述べられています。いずれにしても、実際に調査活動費の不正流用があつと仙台地裁は認定しているのです。ただ、ここでも領収書偽造を自ら行ったと証言した副検事の証言（事実上の内部告発）がなければ、不正流用は明らかにならなかったのではないのでしょうか。

次号につづく・・・

亀山憲一 [会員・フリーで活動中の法学研究者
（犯罪学・刑事法）]